

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		下水道使用料の減免
根拠法令及び条項		豊中市下水道条例第22条
所管部課(室)係名		上下水道局 経営部 お客さまセンター 窓口課
審査基準	関係条項	
	基準	<p>減免対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下漏水その他発見が困難であると管理者が認めた漏水で、当該漏水箇所を修繕した事実が証明された場合 ・地震又は寒波等(災害対策本部又はこれに準ずる組織が設置された場合に限る。)により生じた漏水で、当該漏水箇所を修繕した事実が証明された場合 <p>減免の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免対象水量は、90%以内とする。ただし、自然災害にかかる減免対象水量は、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 14日 (注: 休日は含まない)
	内訳	<p>経由期間 日 (事務所)</p> <p>処分期間 14日 (部 課)</p>
	設定等年月日	平成9年10月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	氷雪製造業等の汚水排出量認定	
根拠法令及び条項	豊中市下水道条例第15条第3項第4号	
所管部課(室)係名	上下水道局 経営部 お客さまセンター 窓口課	
審 査 基 準	関係条項	
	基準	<p>減量認定</p> <p>対象：氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者</p> <p>減量認定の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クーリングタワーに係る減量認定：クーリングタワーで、発生する冷却水の蒸発及び飛散の率は補給水量の70%とする。なお、補給水量は給水計量器にて計量を行い、公共下水道に排除しない水量が給水量の10%以上で恒常的であると管理者が認めた場合に限る。 ・ボイラーに係る減量認定：ボイラーからの蒸発水については、発生する蒸発水に係る減量率の根拠となるブロー量説明資料及び機器仕様書等から管理者が決定する減量率をもって、減量認定する。なお、補給水量は給水計量器にて計量を行い、減量水量が給水量の10%以上で恒常的であると管理者が認めた場合に限る。 ・製氷及び製品に含まれるものに係る減量認定：製品に含まれる水量が月平均50立方メートル以上であれば、給水計量器にて計量を行い、減量認定する。 ・散水に係る減量認定：散水による使用水量は、給水計量器にて計量を行い、減量認定する。 ・排水流量計を設置している場合：給水計量器にて計量した給水量が、月平均500立方メートル以上かつ減量水量が給水量の10%以上で、恒常的であると管理者が認めた場合に限る。
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標	標準処理期間	総日数 14日（注：休日は含まない）

準 処 理 期 間	内訳	經由期間 日 (事務所) 処分期間 14日 (部 課)
	設定等年月日	平成9年10月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
	備考	